

# 入 札 心 得 書

第1条 入札希望者は、入札公告及び本心得書の記載の事項を遵守しなければならない。

第2条 入札参加者は、令和8年6月24日（水）午前11時00分までに新潟県新潟市中央区新光町4番地1新潟県庁16階入札室に入札書を提出した者（本人又は本人の委任状を持参した代理人）、または令和8年6月24日（水）午前10時30分までに新潟県庁9階水産課調整係に書留郵便で入札書を提出した者とする。

第3条 入札参加者は、入札開始時刻から入札締結時刻まで入札執行職員の指示に従うものとする。

第4条 入札者は一旦提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができないものとする。

第5条 次の入札は無効とする。

- (1) 入札公告に定めた参加資格のない者のした入札、又は代理権の確認ができない代理人のした入札。
- (2) 入札金額、氏名又は名称の確認し難いもの並びに鉛筆書きその他主要な事項が識別し難い入札。
- (3) 記載事項を訂正したもので、その訂正について押印のない入札。
- (4) 押印をすべき場所に押印のない入札。
- (5) 入札者又はその代理人が2以上の入札をしたときは、その全部の入札。
- (6) 公正な価格を害し、又は不正の利益を得るための連合をした者の入札。
- (7) 他の入札者の入札参加を妨害する行為又は入札執行職員の職務執行を妨害する行為を行った者の入札。
- (8) その他入札に関する条件に違反した入札。

第6条 初度の入札において落札者がいない場合は、直ちに再入札を行うものとする。ただし、再入札は1回を限度とする。

第7条 この心得書の定めのない事項については、新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号）に定めるところによる。